

鈴鹿市

子ども条例(仮称)

を制定します!

鈴鹿市では、子どもが安心して健やかに育つことができ、
保護者の方が安心して子育てができるよう、
また、地域みんなで「子どもや子育てにやさしいまち」を目指すために、
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）やこども基本法等の趣旨を踏まえ、
「鈴鹿市子ども条例（仮称）」の制定に取り組んでいます。



児童の権利に
関する条約

条例制定に関する今後の取組やスケジュール



こども基本法

小・中学生向けの アンケート調査

◇学校経由で、
令和6年1月に実施

高校生・一般の方向けの アンケート調査

◇インターネットを利用した
WEBアンケートを実施予定
（詳細が決まり次第、
市ホームページ等でも
お知らせします）

保護者向けの アンケート調査

◇「第3期鈴鹿市子ども・
子育て支援事業計画の
アンケート調査」に合わせ
令和5年12月から実施中

このほか、
子どもの権利や子ども条例に関して、
子ども向けのワークショップの開催や、
各団体へのヒアリング等の
実施も予定しています。
ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

現在、鈴鹿市子ども・子育て会議で、
条例制定に関する検討部会を設け、委員の方々と、
子どもの意見聴取に関する取組や
条例の骨子案などについて検討を行っています。
今後も、条例制定に関する様々な取組について、
市民の皆様に向けて情報発信していきます。

【問合せ】鈴鹿市 子ども政策部 子ども政策課
059-382-7661